

ASAHI ネット 光 with フレッツコース規約

ASAHI ネット 光 with フレッツコース規約

株式会社朝日ネット

第1条 (総則)

- 本規約は、株式会社朝日ネット(以下「当社」という)が、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という)又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という)がフレッツ 光ネクスト及びフレッツ 光ライト並びに NTT 東日本がフレッツ 光クロス等(以下総称して「フレッツ 光ネクスト等」という)のサービス名称で提供するインターネット接続環境を利用して提供する「光 with フレッツコース」(以下「本サービス」という)を利用する当社会員に適用されます。
- 本サービスについて、本規約に規定のない事項は、会員が別途承諾した各種規約等、また当社が別途提示する事項が準用されます。
- 当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、変更後の本規約の内容を提示し、改正年月日を付記します。

第2条 サービスの内容

本サービスは、会員(個人会員、法人会員)の依頼によって、以下の各号に定めるサービスを会員に提供するサービスです。但し、NTT 東日本のフレッツ 光クロスに対応する本サービスにおいては、第1号及び第2号に定めるサービスは提供されません。

- (1) NTT 東日本又は NTT 西日本へのフレッツ 光ネクスト等の申込手続き代行
- (2) フレッツ 光 ネクスト等の開通までの問い合わせ受付
- (3) 当社の対象コース利用

第3条 契約の申し込みと承認

- 会員は、会員規約、本規約及び当社が別途定める各種規約等、ならびに NTT 東日本、NTT 西日本が定める「IP 通信網サービス契約約款」、その他フレッツ 光ネクスト等にかかわる諸規定に同意し、かつ当社の所定の方法にて本サービスを申し込む必要があ

ります。当社は、当社が承認した会員に対して本サービスを提供いたします。なお、フレッツ光 ネクスト等の利用に関する契約については、NTT 東日本、NTT 西日本が別途定める「IP 通信網サービス契約約款」に従い、別途会員と NTT 東日本、NTT 西日本との間において締結されるものとしします。

2. 前項の規定にかかわらず、フレッツ光 ネクスト等の利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館及び大使等または学校向け特別割引プラン（スクールタイプ含む）等の当社が別途定める場合には、会員は、本サービスの提供を受けられないことがあります。

第 4 条 料金及び支払方法

1. 本サービスを 2010 年 1 月 31 日以前に申し込みをした会員については、別途定める条件に従い、フレッツ 光ネクスト等の利用料金及び ASAHI ネットの利用料金を合わせた額を、当社よりご請求します。本サービスを 2010 年 2 月 1 日以降に申し込みをした会員については、フレッツ 光ネクスト等の利用料金は NTT 東日本、NTT 西日本より会員へ直接請求され、ASAHI ネットの利用料金は当社より請求します。以下の料金については、申し込みの日付にかかわらず NTT 東日本、NTT 西日本から会員へ直接請求されます。
 - 電話基本料、通話料等のフレッツ 光ネクスト等以外の料金
 - ひかり電話基本料、通信料等
 - フレッツ・オンデマンド（フレッツ・スクウェア）有料情報サービス利用料
 - 売切機器代金等
 - NTT 東日本または NTT 西日本が、当該サービス利用者に対して、請求することを妥当と判断した場合のフレッツ 光ネクスト等の料金
2. 本サービスを解約もしくは何らかの事由により、本サービスの適用ができなくなった場合は、フレッツ 光ネクスト等の利用料金等については、NTT 東日本または NTT 西日本から直接、フレッツ 光ネクスト等の契約者へ請求させていただきます。

第 5 条 サービスの廃止

当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止するときには、廃止の 1 カ月前までに当社所定の方法により会員に通知いたします。

第6条 解約

1. 本サービスを解約する場合、当社が別途定める方法で届け出てください。
2. 会員が、退会もしくは本サービスの対象となるコース以外へコース変更を行った場合または本サービスの利用にかかる契約の解約、移転、名義変更等の手続きを行った場合、当社は、当社が別途定める日をもって、本サービスの適用を解除できるものとします。
3. 会員が、本サービスの解約の手続きを行わずにフレッツ 光ネクスト等を解約した場合であって、当社が、会員の本サービスの利用を継続する意思の確認ができないときまたは当社が相当と認めるときは、当社が定める日をもって、本サービスの適用を解除し、または会員が退会したものとみなすことができるものとします。
4. 解約の場合、すでに受領した料金などの払い戻しには応じられません。

第7条 最低利用期間と違約金

1. 本サービスは、当社が別途定める最低利用期間があります。但し、NTT 東日本のフレッツ 光クロスに対応する本サービスにおいては、最低利用期間の設定はありません。
2. 最低利用期間内において本サービスの解約をする場合、当社の別途定める条件のもと違約金を請求いたします。

第8条 フレッツ・v6 オプションの申込手続きの代行

1. 当社が本サービスを提供するにあたり、会員はフレッツ・v6 オプション相当の機能が必要となる場合があります。
2. フレッツ・v6 オプションの申し込みが必要な場合、当社は申込手続きを代行できるものとします。

第9条 本規約の発効

本規約は、会員に対して当社が本サービスの利用を承認した時点から効力を生じるものといたします。

第 10 条 契約単位

当社は、フレッツ 光ネクスト等 1 利用契約に対し、1 の本サービス利用契約を締結します。

第 11 条 会員情報の取り扱い

会員は、本サービスを提供する目的で当社と NTT 東日本又は NTT 西日本との間で会員に関する情報を相互に通知することを、承諾していただきます。

以上

附則

本規約は、2005 年 6 月 1 日より実施します。

本改正規定は、2007 年 11 月 1 日より実施します。

本改正規定は、2010 年 2 月 1 日より実施します。

本改正規定は、2016 年 11 月 9 日より実施します。

本改正規定は、2017 年 11 月 1 日より実施します。

本改正規定は、2020 年 3 月 31 日より実施します。

本改正規定は、2020 年 10 月 1 日より実施します。